

高知市土佐山運動広場周辺環境整備業務 仕様書

1. 概要

本仕様書は、高知市土佐山運動広場(高知市土佐山 1137 番地)周辺の環境整備業務に適用する。

2. 業務期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(年 2 回実施)

3. 一般事項

(1) 作業範囲

本業務の作業範囲は、高知市土佐山運動広場周辺及び第 1・第 2 駐車場周辺の緑地帯(緑地帯にある遊歩道沿いを含む)とする。(別紙図参照)

(2) 作業内容

前項で定めた作業範囲内における、植えつけた樹木及び残置木等の生育を阻害、並びに施設設備等の障害となる雑草木等を、可能な限り地際から刈払うものとする。また、車両および歩行者の通行の妨げにならないよう、樹木の枝除去を行うこと。このとき、植えつけた樹木及び残置木は可能な限り損傷させてはならない。作業実施時に倒伏又は埋没した、植えつけた樹木及び残置木があるときは、適宜の措置を講ずるとともに、その状況を施設管理者に報告しなければならない。

(3) 作業回数及び時期

年 2 回、作業を実施する。作業は年度前半(6 月～9 月)及び年度後半(10 月～3 月)にそれぞれ実施するものとし、事前に施設管理者と協議のうえで作業実施日を決定すること。なお、1 回目の作業終了日後 90 日以内に 2 回目の作業を開始してはならない。ただし、施設管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(4) 書類の提出

- ① 作業実施前に、作業予定表及び作業者名簿を提出すること。
- ② 作業実施後は、速やかに業務完了報告書を提出すること。

(5) 業務上の疑義

本仕様書に明記されていない事項あるいは疑義が生じた場合は、施設管理者と協議するものとし、軽微なものについては、施設係員の指示するところにより処理するものとする。